

国家公務員の勤務条件等

勤務時間

- 基本形 1日7時間45分（8：30～17：15）
土曜日、日曜日及び祝日は休日
 - 柔軟形
 - ・時差通勤 毎日9：30～18：15 など
 - ・フレックスタイム 月曜日9：30～16：15
水曜日8：30～19：15 など
- 交替制勤務 原則として4週間につき1週間当たり38時間45分
原則として4週間につき8日を休日

国家公務員の給与

- 採用当初の給与額（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）
 - ・一般職（大卒） 225,840円
- ※東京都特別区内で勤務する場合における令和2年4月1日の給与の例

モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 <small>（一般職試験(高卒)初任給）</small>	148,600	2,436,000	150,600	2,476,000	40,000
	22歳 <small>（一般職試験(大卒)初任給）</small>	180,700	2,962,000	182,200	2,995,000	33,000
	25歳	192,400	3,153,000	193,900	3,188,000	35,000
	30歳	226,600	3,714,000	228,100	3,750,000	36,000
係長	35歳	273,100	4,536,000	273,600	4,559,000	23,000
	40歳	299,000	4,966,000	299,000	4,982,000	16,000
地方機関課長	50歳	412,900	6,725,000	412,900	6,745,000	20,000
本府省課長補佐	35歳	442,880	7,353,000	442,880	7,376,000	23,000
本府省課長	50歳	746,160	12,600,000	746,160	12,642,000	42,000

※ 俸給（行政職俸給表（一））、地域手当、本府省業務調整手当などを基礎に算出
 ※ 扶養親族がない場合を想定

期末・勤勉手当
年2回（6月・12月）
計4.5ヶ月分

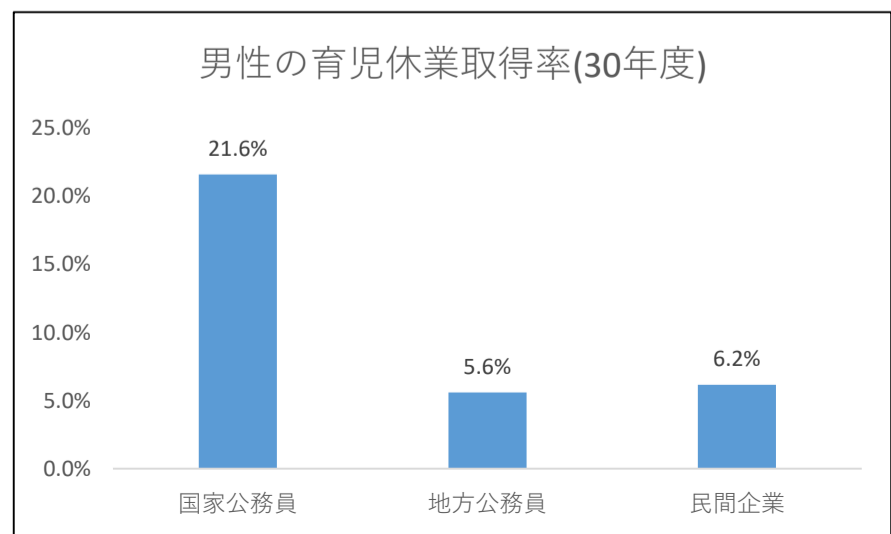
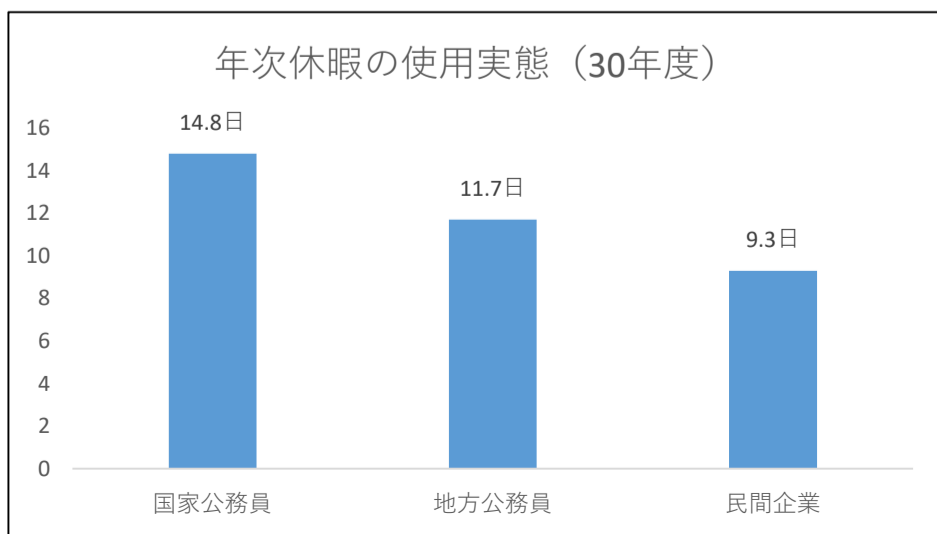
扶養手当
配偶者： 6,500円（月額）
子1人につき：10,000円（月額）

住居手当
賃貸マンション等の入居者
最高28,000円

単身赴任手当
単身赴任している職員
最高100,000円

国家公務員の休暇

- 年次休暇・1/1～12/31において20日（翌年に繰越可）
- 病気休暇・原則90日まで
- 特別休暇・ボランティア、結婚、育児・介護関連、夏季等
- 介護休暇・通算6月まで（3回まで分割可）



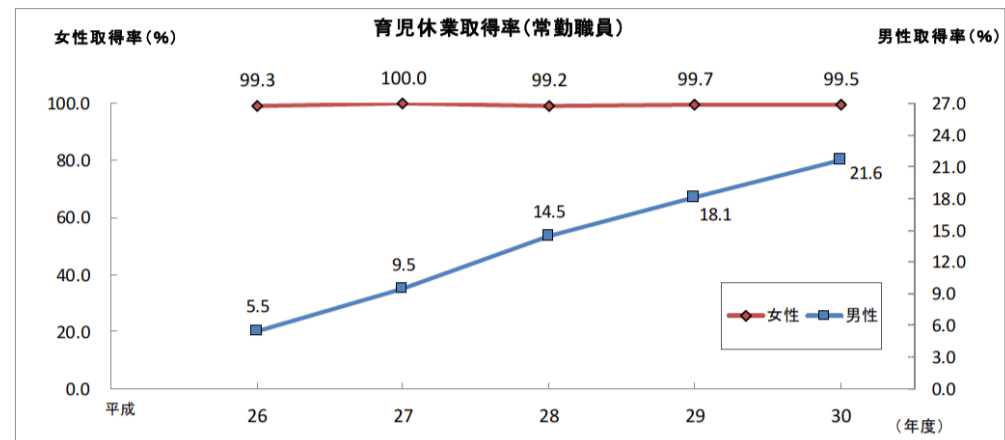
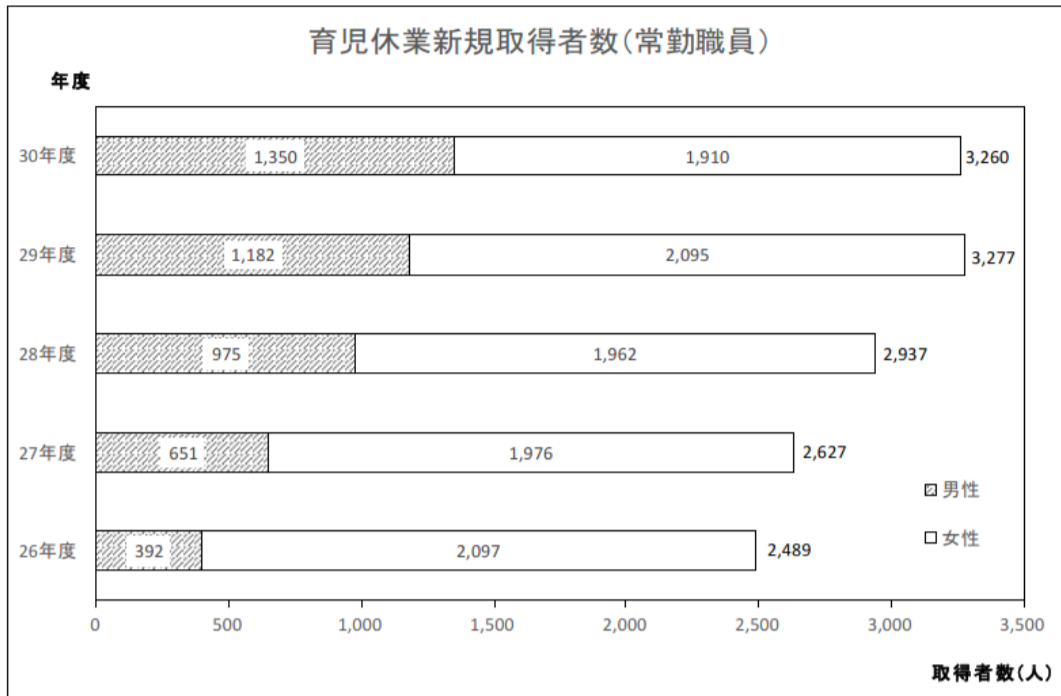
育児休業の取得状況

○育児休業取得者数

平成30年度に新たに育児休業をした一般職の常勤の国家公務員
(以下常勤職員)
3,260人(男性1,350人、女性1,910人)

○育児休業取得率

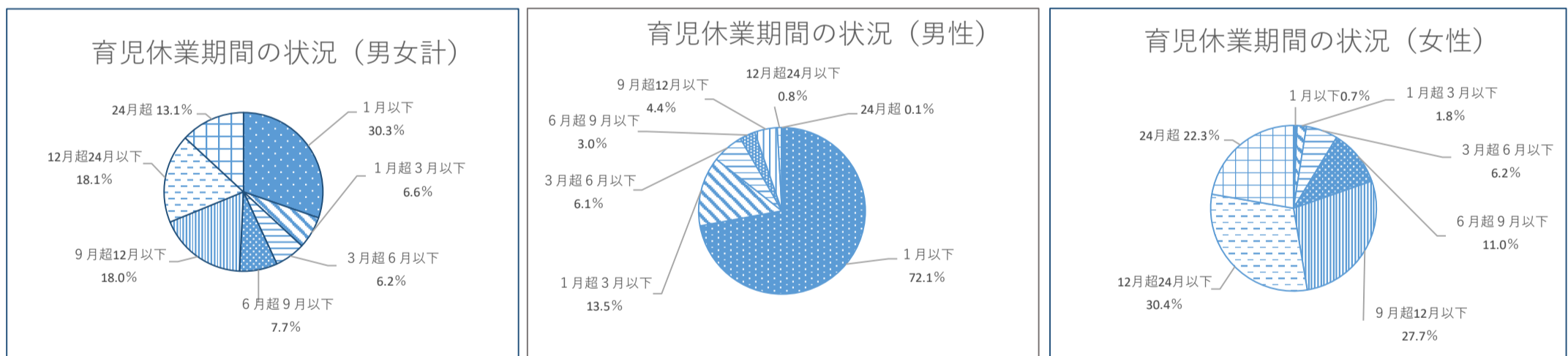
男性21.6%(前年度18.1%)
女性99.5%(前年度99.7%)



(注) 「取得率」は、平成30年度中に新たに育児休業が可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、平成29年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せず、平成30年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

新規育児休業取得者の育児休業期間

○平成30年度に新たに育児休業をした常勤職員の休業期間の平均
10.4月(男性1.8月、女性16.4月)



その他支援制度

○育児休業手当金

組合員(任意継続組合員を除く。)が育児休業中、報酬の全部又は一部が支給されないときは、育児休業手当金が支給されます。

・支給される額

育児休業期間1日につき、標準報酬の日額(標準報酬の月額 \times 1/22) \times 50/100に相当する額(※)が支給されます(支給額には上限(雇用保険給付相当額)があります。)。
なお、報酬の一部が支給されているときは、育児休業手当金との差額だけ支給されます。
※ 支給開始日より180日までは67/100、181日以降は50/100。

・支給される期間

育児休業に係る子が1歳に達する(誕生日の前日)(※)まで支給されます。
ただし、他の休業給付と同様に、勤務を要しない日(土・日曜日)は支給の対象にはなりません。
※ 育児休業に係る子について保育所への入所申請を行っているが承認されない等、財務省令で定める場合に該当するときは、給付期間を最長2歳に達するまで延長することができます。
※ 共働きの父母が、子が1歳に達するまでの間にも育児休業した場合に、育児休業手当金の給付が可能な期間は「育児休業等に係る子の年齢が1歳2か月に達するまで」となります。
ただし、育児休業に係る子が1歳2か月に達するまでの間に1年以上育児休業等をした場合については1年の給付となります。